

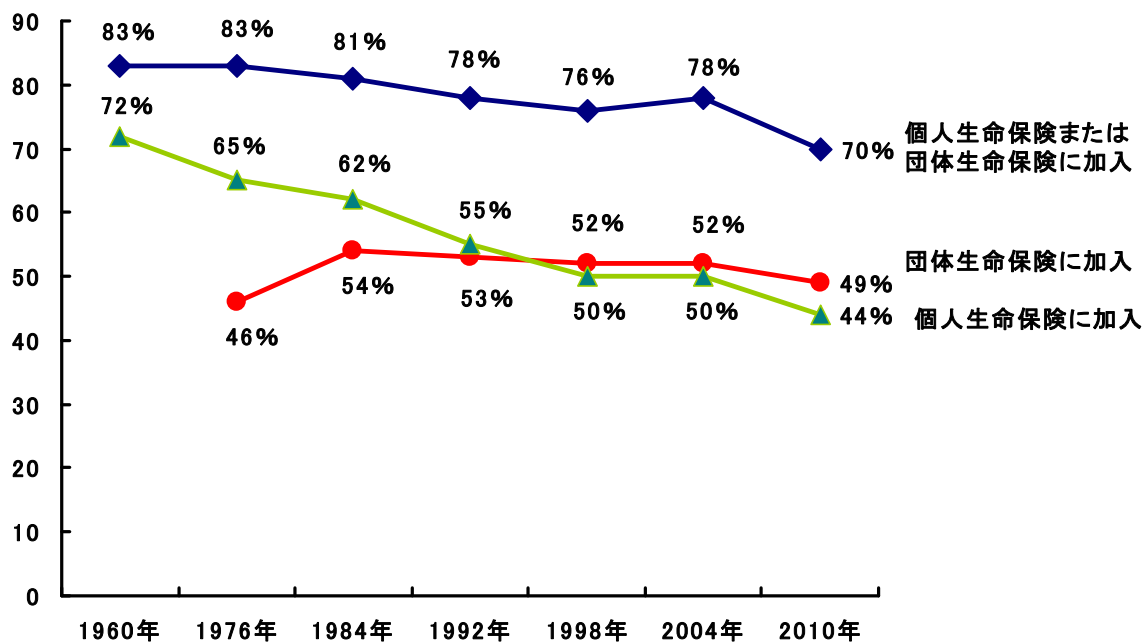
米国の団体生命保険

ニッセイ基礎研究所
松岡博司

はじめに

- 米国においては団体生命保険市場が発達している。
- 本報告では、米国における団体生命保険の動向をレポートする。

個人生命保険を上回るに至った米国における団体生命保険加入率



(資料)リムラ”Group versus Individual The Lines Blur (2011)”より

1. 生保事業における団体生命保険の位置づけ 国際比較

(1) 事業構成(主に収入保険料で見た)

米国の生保業界の収入保険料の構成
(2012年)

	金額(百万ドル)	構成比(%)
個人生命保険	106353	16.2
団体生命保険	28201	4.3
信用生命保険	825	0.1
個人年金	189258	28.9
団体年金	158837	24.3
個人医療保険	78434	12.0
団体医療保険	92303	14.1
信用医療保険	721	0.1
その他とも合計	654933	100.0

(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

日本の生保業界の収入保険料の構成
(平成24年度)

	保険料 (百万円)	構成比 (%)
個人生命保険・医療保険	24,099,255	64.9
団体生命保険・信用保険	1,109,195	3.0
個人年金	4,374,166	11.8
団体年金	3,683,892	9.9
その他	3,874,055	10.4
合計	37,140,563	100.0

(資料)生命保険協会「生命保険事業概況」より

カナダの生保業界の収入保険料の構成
(2010年)

	保険料 (百万カナダドル)	構成比 (%)
個人生命保険	11,752	14.6
団体生命保険	3,706	4.6
個人年金	16,879	21.0
団体年金	19,475	24.3
個人医療保険	2,757	3.4
団体医療保険	16,171	20.1
その他	9,548	11.9
合計	80,288	100.0

ドイツの生保業界の保有契約件数の構成比
(2011年)

	保有契約件数 (万件)	構成比 (%)
個人生命保険・個人年金	7,329	8.2
団体保険	1,644	18.3
養老保険	666	7.4
建築貯蓄保険	194	2.2
団体信用保険	292	3.3
定期、就業不能、 年金、介護等	492	5.5

(資料)生命保険協会「国際事業統計」より

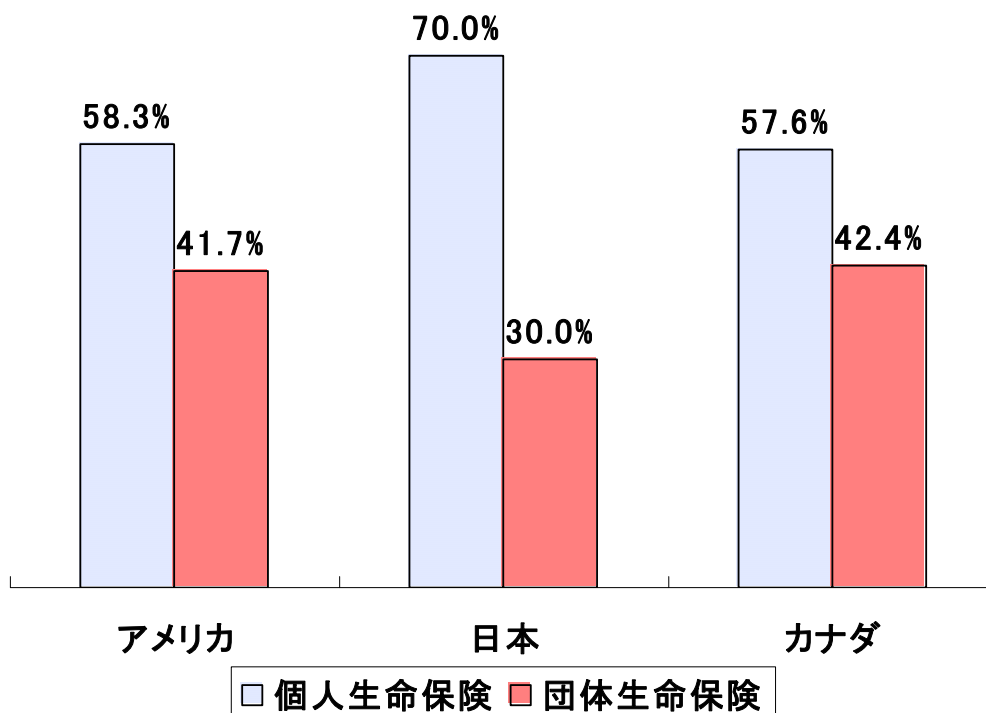
欧州の各国生保業界の収入保険料構成比(2011年) (%)

	イギリス	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	イタリア
個人保障商品	1.5	0.0	1.3	76.5	0.9
個人貯蓄商品	14.8	58.2	8.6	9.5	92.1
個人年金	57.7	1.8	56.1	0.0	0.0
団体保障商品	0.5	0.7	2.6	2.1	1.7
団体貯蓄商品	0.0	35.3	1.6	11.9	2.3
団体年金	25.5	0.0	15.8	0.0	0.0
その他	0.0	4.0	14.0	0.9	3.0

(資料)Insurance Europe“The European Life Insurance Market in 2011”より作成

(2) 生命保険分野内の個人生命保険との比較

米国、日本、カナダの生命保険分野における個人保険、団体保険の保有契約高の構成比率
(2012年)

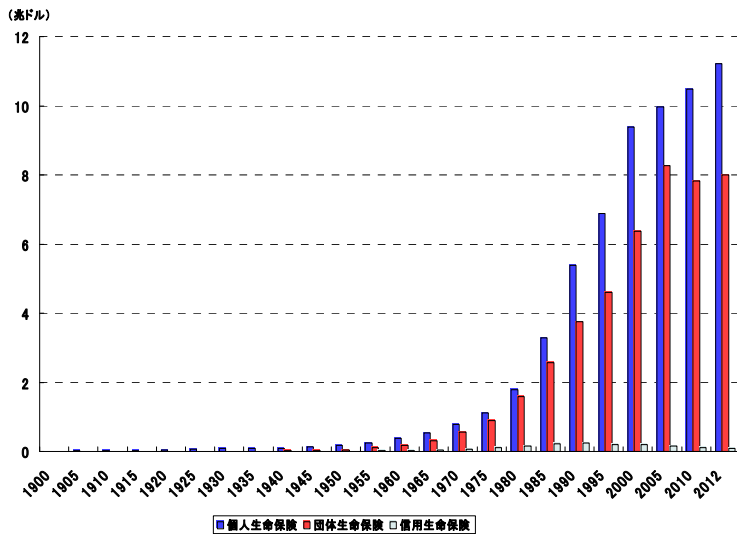


2. 100年を超える歴史

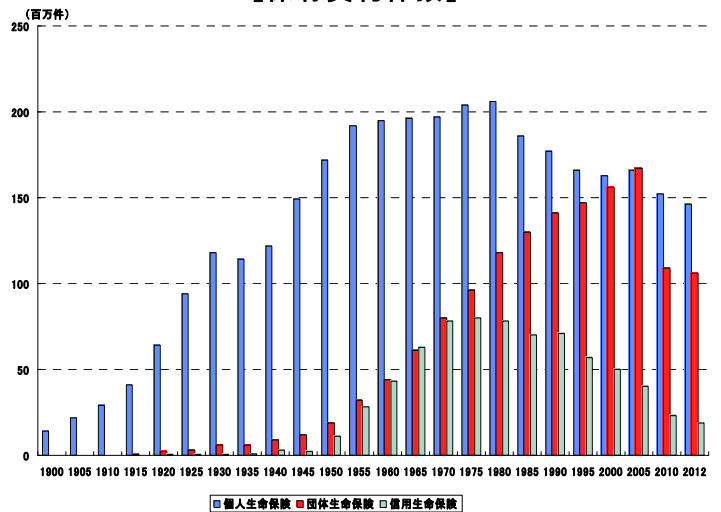
- 1911年、モンゴメリー・ウォード社 (Montgomery Ward) とエクイタブル社間の契約が最初
- 企業による社会保障制度 (1935年成立) の補完的上乗せ保障として普及
- 第二次世界大戦を契機に急速に普及。大戦下の政府による賃金統制下、企業は優秀な人材を確保するため、賃金とは別の給付の一つとして団体生命保険を導入
- 労働組合が賃金に代わる要求として企業に団体保険を要求。1949年の最高裁判決が労働組合が団体保険を団体交渉の対象とすることを認めたことから、労使協定で団体保険が広く導入されることとなった。
- 政府が保険料の損金算入など税制面の優遇措置を与えたことも寄与

米国における生命保険・信用生命保険の保有状況の推移

【保有契約高】



【保有契約件数】



(資料) 米国生保協会「ファクトブック」より

(注) 団体生命保険の件数は被保険者証数を使用

3. 福利厚生の一環としての団体生命保険と任意加入の団体生命保険

(1) 福利厚生の一環としての団体生命保険

米国民間企業の福利厚生費の動向と福利厚生費中の生命保険の位置づけ

	コスト(ドル)	構成比(%)
総報酬	29.13	100
給与	20.47	70.3
福利厚生費	8.66	29.7
有給の休暇	2.01	6.9
補足的給与	0.81	1.55
保険	2.4	8.2
生命保険	0.04	0.1
医療保険	2.26	7.8
短期就業不能保険	0.05	0.2
長期就業不能保険	0.04	0.2
退職準備	1.06	3.6
確定給付型	0.45	1.5
確定拠出型	0.61	2.1
法定給付	2.39	8.2
社会保障	1.37	4.7
メディケア	0.34	1.2
連邦雇用保険	0.04	0.1
州雇用保険	0.23	0.8
労災保険	0.41	1.4

(資料)U.S. Department of Labor. Bureau of Labor Statistics

“Employer costs for employee compensation- March 2013”より作成

(注)コストは時間あたり

米国民間企業における福利厚生としての生命保険の提供と参加動向 (%)

	生命保険		短期就業不能保険		長期就業不能保険	
	アクセス 提供あり 割合	加入率	アクセス 提供あり 割合	加入率	アクセス 提供あり 割合	加入率
全労働者	57	56	39	38	33	32
フルタイム労働者	73	71	47	46	43	41
パートタイム労働者	13	12	15	14	5	4
組合加入労働者	85	83	63	62	35	34
組合非加入労働者	55	53	36	35	33	32

(資料)U.S. Department of Labor. Bureau of Labor Statistics

“Employer costs for employee compensation- March 2013”より作成

○福利厚生制度の一環としての生命保険には従業員の拠出が求められていない

従業員の拠出が求められているか(民間企業の場合) (%)

	従業員の拠出が 求められていない	従業員の拠出が必要
全労働者	95	5
フルタイム労働者	95	5
組合加入労働者	96	4
組合非加入労働者	95	5
労働者1名～49名企業	92	8
労働者50名～99名企業	94	6
労働者100名～499名企業	95	5
労働者500名以上企業	97	3

(資料)U.S. Department of Labor. Bureau of Labor Statistics

“Employer costs for employee compensation- March 2013”より作成

(2) 任意加入の団体生命保険の存在 ワークサイトマーケティング

- 従業員が保険料の全額または大部分を負担する団体保険である任意加入型の商品が増えてきている。
- 任意加入型の団体保険の販売はワークサイトマーケティングと呼ばれる。
- ワークサイトマーケティングの対象である任意加入型の商品は、かつては個人保険も多かったが、近年は団体保険が中心となっている。
- 団体生命保険の他、補完的な団体商品（就業不能保険、眼科治療費保険等）が提供されている。

雇用主拠出・従業員拠出の割合

（福利厚生としての団体保険と任意加入型の団体保険の両方を含む統計） （％）

	100%雇用主負担		一部を雇用主負担		100%従業員負担	
	2002年	2009年	2002年	2009年	2002年	2009年
生命保険	43	49	12	8	45	43
AD&D	28	40	13	16	59	44
医療保険	3	4	69	65	28	31
歯科診療保険	26	31	52	47	22	22
眼科診療保険	17	24	60	48	23	28
短期就業不能保険	3.8	41	17	13	45	46
長期就業不能保険	41	53	10	6	49	42

（資料）リムラ“MarketTrends LIMRA's Factbook 2011 Trends in the United States (2011)”より

4. 団体生命保険の法規制

(1) 州による規制

- 1917年、NAICが「団体生命保険の定義及び団体生命保険の標準条項に関するモデル法」制定。同モデル法は、随時の改正を経て現在に至っている。
- 全州の保険法が同モデル法をひな形とする規定を有している。

(2) 主な条項

(a) 被保険団体の制限

○多くの州が団体生命保険契約を締結できる適格団体の種類を規定し、保険加入のみを目的とした恣意的な団体を排除している。

①雇用主・従業員団体

最も一般的な団体保険の対象団体。子会社の従業員も含めてよい。

②債務者・債権者団体

団体信用保険のケースが一般的。

③労働組合団体

労働組合と締結される団体保険契約によって組合員を保障。

④複数雇用主信託基金(multiple-employer trusts; METs)

団体保険を付保する目的で複数の雇用主によって設立される団体の総称。

特定業種の従業員に団体保険を提供するために設立される。

主に団体医療保険で活用。

⑤その他の団体

大学同窓会、退役軍人組織、宗教団体など、各州が様々な団体を認めている。

(b) 加入率要件

○かつてはモデル法に従業員が拠出する契約の最低加入率に関する規定があったが、削除された。

○ニューヨーク州保険法は、企業が保険料を全額負担する場合は原則として全員加入、従業員が保険料の一部または全部を負担する場合は 50%以上の加入率、または加入率が 50%に達しない場合には 50 人以上の加入者が必要としている(4216 条(b)(1))。

5. 団体生命保険の種類

○団体生命保険は、団体定期保険と団体終身保険に分けられ、後者はさらに伝統的団体終身保険、団体ユニバーサル保険、団体変額ユニバーサル保険に分けられる。

○保有契約高では 96%、保険料収入では 90%が団体定期保険によるもの。

団体生命保険の中心は団体定期保険

団体生命保険のほとんどは団体定期保険

	①団体定期保険	②団体終身保険 (団体ユニバーサル保険、 団体変額ユニバーサル保険等)	①:②	
			①	②
マスター契約件数	522,939	3,932	99.3	0.7
被保険者証	104,313,236	2,440,531	97.7	2.3
保険金額(百万ドル)	7,612,267	304,930	96.1	3.9
保険料(百万ドル)	20,270	2,172	90.3	9.7

(資料)リムラ“U.S. Group Life Survey”各年から作成

対比 1998年 団体生命保険の保険種類別の業績

		保有契約高	収入保険料
団体定期		49,238 億ドル(85.9%)	159 億ドル(66.0%)
団体終身	伝統的終身	2,584(4.5)	50(21.0)
	ユニバーサル	4,548(7.9)	24(10.3)
	変額ユニバーサル	981(1.7)	6(2.8)
合計		57,352(100.0)	243(100.0)

(資料)米国生保協会「ファクトブック 1999」より

6. 団体生命保険(団体定期保険)の契約条項

- 団体定期保険契約に規定すべき標準条項を規定したNAICのモデル法をほぼ全州が採択し、その規制に従っているため、各社の団体定期保険の内容は、概ね類似。

(1) 保険料負担者

- 初期のモデル法は、保険料の一部は企業が支払わなくてはならないとしていたが、現行モデル法はこの要件を削除しているため、従業員のみ保険料を拠出する契約も可能。
- ニューヨーク州でも、85年の保険法改正により、企業全額負担と従業員負担(全額または一部)の両方が認められるようになった。

(2) 契約当事者

- 契約者…雇用主(企業)
- 被保険者…従業員

通常は、正規のフルタイム従業員で、かつ1週間に一定時間以上労働している者のみ。

モデル法は、企業が保険料を拠出する場合には加入資格のある従業員全員を保障しなくてはならないとしているが、保障を拒否する従業員は除外される

○受取人…被保険者が指名したもの

一般に企業は受取人になることができない。州によっては法律で受取人を企業に指定することを禁止しているケースも。

(3) 保険期間

○1年更新

(4) 保険金額

- 保険金額は年間給与の1~2倍程度が多い。
- その他、全員一律、役職別、勤務年数別などの事例もある。

(5) 医的診査

- 通常、医的診査は不要。
- 高額契約の場合には医的診査が必要とされることもある。

(6) 転換特権

①雇用終了に伴う転換

- 被保険者である従業員は、退職後 31 日以内に申し出ることによって、無診査で退職時の年齢に応じた保険料率で個人保険に加入する権利を有する。
- 保険金額は他の団体保険契約で保障されることとなった金額を差し引いた額が限度。
- ある企業の団体定期保険で 35,000 ドルの保障を受けていた者が、退職後 31 日以内に別会社に転職し、そこで 20,000 ドルの団体定期保険の保障を受けることとなった場合、この従業員は、前の企業の保険者から 15,000 ドルまでの個人生命保険を無診査で購入できる。

②保険契約終了に伴う転換

- 団体保険契約が終了した場合、被保険者であった従業員は、31 日以内に申し出ることにより、無診査で契約終了時の年齢に応じた保険料率で個人生命保険に加入する権利を有する。
- この場合、従業員は最低 5 年間、当該団体保険契約の被保険者であった者であることが必要。
- 保障限度額は、10,000 ドルあるいは元の保険金額から団体契約終了後 31 日以内に他の団体保険契約で保障されることとなった金額を差し引いた額のうちの低い方。

③退職または契約終了後 31 日以内に死亡した場合

- 該当する従業員が、退職または契約終了後 31 日以内に死亡した場合、個人保険契約の申請の有無に関わらず、個人保険で支払われるはずであった保険金が従業員に支払われる。

④転換権の行使率は低い

- 従業員の年齢が高齢で個人保険の保険料が高額となることが多い等の理由で、実際にこの権利を行使するのは退職者の1%以下となっているとの情報あり。

【ポータブルな団体定期保険】

- 退職した際に団体料率で保障を継続できるオプションを従業員に与え、従業員が他の企業に転職した場合にも保障を移管できる団体定期保険。
- 複数の生保会社が提携し、提携生保会社の団体定期保険(保険料企業拠出)に加入していた従業員が退職した際、団体定期保険による保障額の範囲内かつ一定の範囲内(1万ドル～50 万ドル等)の保障を、団体料率で継続できるオプションを与える。

(7) 猶予期間条項

- 保険料の払込猶予期間は 31 日間

7. 団体生命保険(団体定期保険)の特約

- 団体生命保険に付けられる主たる特約には以下のものがある。

(1) 補足生命保険(Supplemental Life)

- 基本となる団体定期保険契約に上乗せして保障を提供する保険。
- 特約の場合も別建て契約の場合もある。

(2) 災害死亡と機能喪失保険(Accident Death and Dismemberment Insurance)

- 災害により死亡または一定の障害状態に該当した際に給付を提供する。
- 多くの団体生命保険にこの保険が付加されている。
- 退職時には AD&D の保障は終結する。
- 保険料企業負担のものが多いが、従業員が保険料の全てあるいは大部分を支払う任意の AD&D 保険もある。

(3) 扶養家族保険 (Dependent Life Insurance)

- 団体定期保険の保障対象を配偶者、子女などの被扶養者にまで拡大。
- モデル法では被扶養者の保険金額は、従業員の保険金の 50% 以内に規制される。
- 保険料は従業員、企業のいずれが負担してもよい

8. 保険料率

- 保険料に関する規制はない。各生保会社毎に異なる保険料率、保険料計算方法を使用。
- 一般には、中小規模団体についてはマニュアル料率が、大規模団体では経験料率が使用される。

(1) マニュアル料率

- 個々企業の死亡実績等に関わりなく、既存の死亡表にこれまでの保険会社の経験に基づく修正を加えて保険会社が決定した保険料率。
- 保険金額に死亡表に基づく保険料率を乗じて各年齢の保険料を算出・合計した後、団体の業種毎の加減、定額ローディングの加算、団体規模に応じた割引等を行い、保険料合計を調整、その調整後保険料を合計保険金額で除して、保険料率を算出、これを合計保険金額に乗じて実際の保険料を求める。

(2) 経験料率

- 過去の死亡保険金支払実績など個別団体の経験を反映した保険料率。
- 経験料率使用の目的は、良質な(死亡実績の低い)団体に安価な保険料を提示すること。

9. 団体定期保険の税務取扱

(1) 保険料の取扱い

- 企業が拠出した保険料は企業の課税所得の計算上、損金となる。
- 従業員の課税所得の計算上は、保険金5万ドルまでの企業拠出の保険料は従業員の給料とはみなされず非課税。これを超える保険金に対応する保険料(内国歳入法で定める統一保険料表(下表)から算出)は従業員の課税所得とされる。
- ただし従業員拠出がある場合には、その分、課税所得が減額される

団体定期保険統一保険料表(死亡保険金 1,000ドルあたり月払い保険料)

年齢階層	保険料
25歳未満	0.05ドル
25歳～29歳	0.06ドル
30歳～34歳	0.08ドル
35歳～39歳	0.09ドル
40歳～44歳	0.10ドル
45歳～49歳	0.15ドル
50歳～54歳	0.23ドル
55歳～59歳	0.43ドル
60歳～64歳	0.66ドル
65歳～69歳	1.27ドル
70歳以上	2.06ドル

(2) 死亡保険金の取扱い

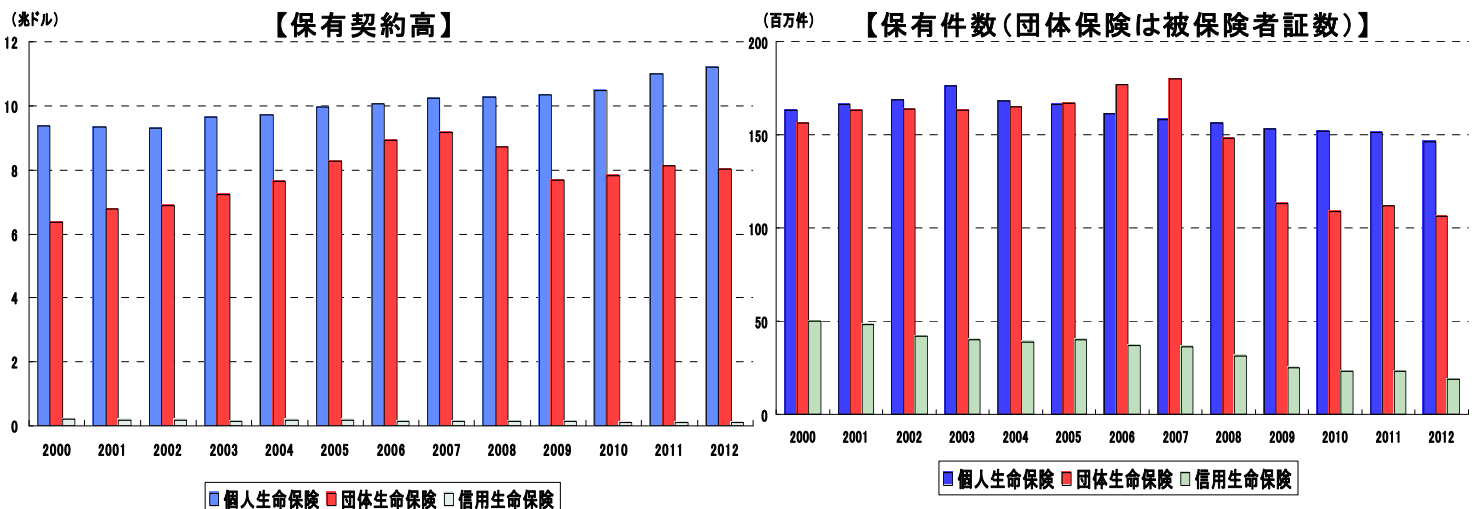
○死亡保険金は、受取人の所得には含まれず、非課税

10. 2000年代の団体生命保険の業績動向

(1) 保有契約高、保有契約件数(被保険者数)

- 金融危機を契機に保有契約高が減少。回復ペースは個人生命保険よりも鈍い。
- 保有契約件数(被保険者証数)は保有契約高以上に金融危機の影響を受けた。
- 団体定期保険の保険金額は従業員給与に比例して決められるケースが多いので、米国経済の動向に保有契約高も左右される。

保有契約の推移



(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

種類別に見た保有契約高、保有契約件数の変動

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
団体定期保険	マスター契約件数	600,470	600,540	599,200	574,120	561,666	526,507	522,939
	被保険者証	104,297,959	112,547,332	101,739,901	105,912,953	104,179,431	103,107,963	104,313,236
	保険金額(百万ドル)	5,375,558	5,554,429	6,417,792	6,885,482	7,129,666	7,370,684	7,612,267
	保険料(百万ドル)	16,858	17,716	18,218	18,968	19,100	19,538	20,270
団体終身保険	マスター契約件数	3,257	3,059	3,059	3,023	2,693	3,017	3,932
	被保険者証	2,838,336	2,989,611	2,614,533	2,535,069	2,278,509	2,279,688	2,440,531
	保険金額(百万ドル)	275,600	293,649	306,180	304,317	291,340	296,545	304,930
	保険料(百万ドル)	1,664	1,617	1,668	1,745	1,858	2,015	2,172

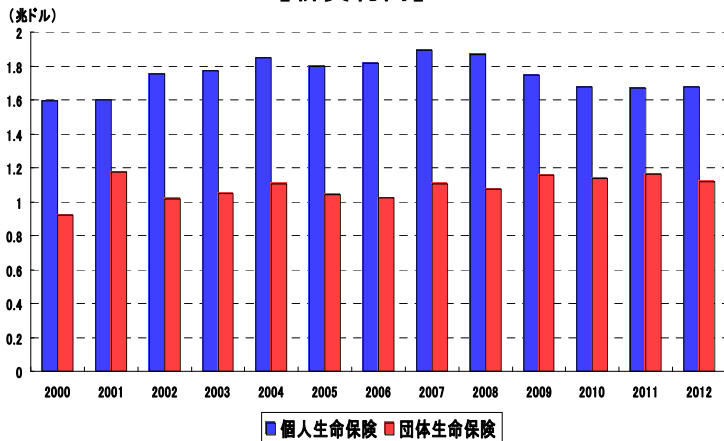
(資料)リムラ“U.S. Group Life Survey”各年から作成

(2) 新契約高、新契約件数(被保険者数)

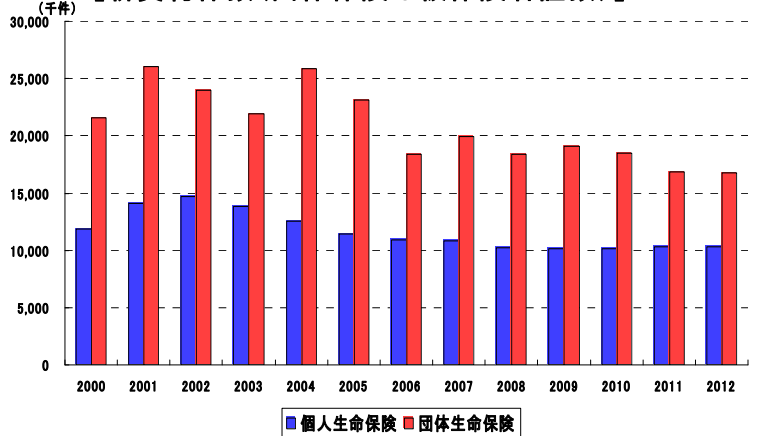
○保有契約と同様の動き

新契約の推移

【新契約高】

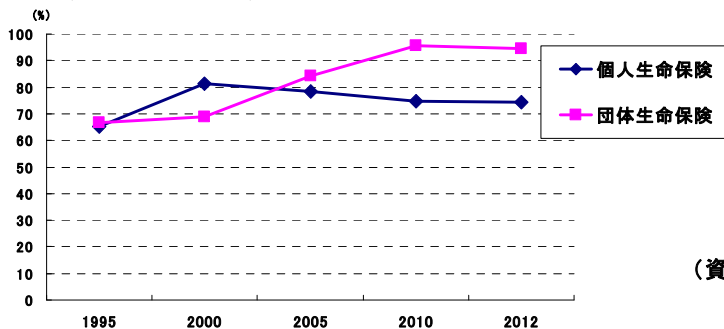


【新契約件数(団体保険は被保険者証数)】



(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

新契約の無配当契約比率(保険金額ベース)



(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

(3) 収入保険料

- 米国生命保険会社の全保険料収入に占める団体生命保険の構成比は5%台から4%台に低下。

生保会社の収入保険料の構成

(百万ドル、%)

	1990		1995		2000		2005		2010		2012	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人生命保険	60,565	22.9	78,479	23.1	102,493	19.0	111,893	20.9	79,507	13.9	106,353	16.2
団体生命保険	14,277	5.4	18,560	5.5	26,251	4.9	29,087	5.4	24,156	4.2	28,201	4.3
信用生命保険	1,850	0.7	1,886	0.6	1,872	0.3	1,258	0.2	823	0.1	825	0.1
個人年金	53,665	20.3	77,370	22.8	139,651	25.9	167,032	31.2	189,877	33.3	189,258	28.9
団体年金	75,399	28.6	82,565	24.3	163,472	30.3	110,084	20.6	103,677	18.2	158,837	24.3
個人医療保険	14,141	5.4	22,809	6.7	29,998	5.6	37,708	7.0	81,192	14.2	78,434	12.0
団体医療保険	42,607	16.1	55,708	16.4	73,974	13.7	79,019	14.8	90,468	15.9	92,303	14.1
信用医療保険	1,506	0.6	1,835	0.5	1,647	0.3	1,135	0.2	730	0.1	721	0.1
その他とも合計	264,010	100.0	339,212	100.0	539,359	100.0	535,488	100.0	570,432	100.0	654,933	100.0

(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

保険料の内訳(2012年)

	個人生命保険		団体生命保険	
	100万ドル	構成比	100万ドル	構成比
初年度保険料	21,269	20	1,148	4.1
一時払い保険料	20,081	18.9	2,040	7.2
次年度以降保険料	65,002	61.1	25,013	88.7
合計	106,353	100	28,201	100

(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

(4) 支払い動向

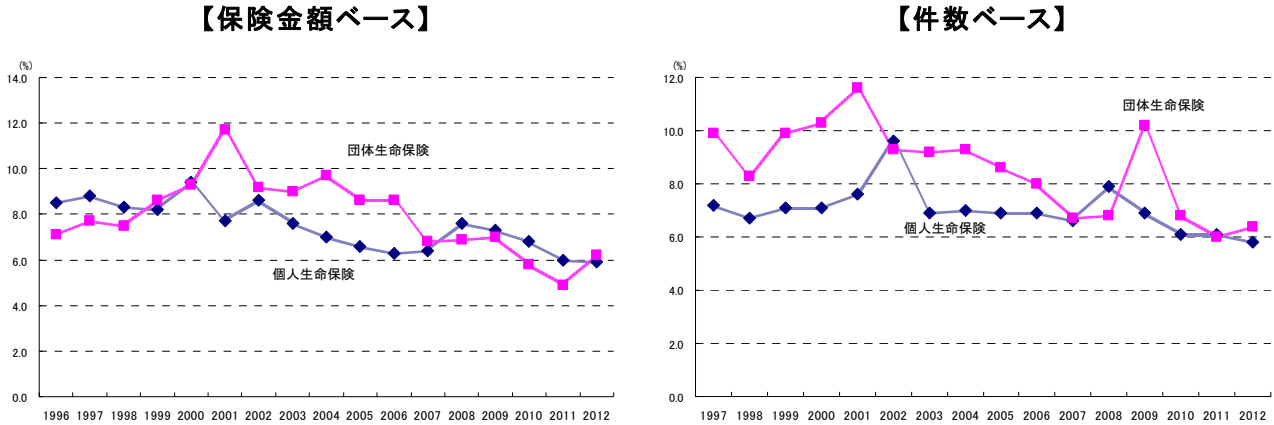
保険金・給付金等、諸支払いの推移

	1995		2000		2005		2010		2012	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人生命保険保険金・給付金支払い	20,106	5.9	27,267	5.1	32,760	6.1	38,974	6.8	43,104	6.6
団体生命保険保険金・給付金支払い	13,527	4.0	16,055	3.0	19,632	3.7	18,879	3.3	19,818	3.0
信用生命保険保険金・給付金支払い	912	0.3	821	0.2	603	0.1	452	0.1	329	0.1
個人生命保険解約返戻金	18,688	5.5	26,020	4.8	37,239	7.0	33,582	5.9	30,300	4.6
団体生命保険解約返戻金	813	0.2	1,154	0.2	1,918	0.4	2,245	0.4	1,179	0.2
契約者配当	14,817	4.4	15,562	2.9	14,137	2.6	13,336	2.3	12,515	1.9
養老保険満期保険金支払い	575	0.2	564	0.1	593	0.1	536	0.1	442	0.1
その他の支払い	866	0.3	596	0.1	688	0.1	571	0.1	512	0.1
合計	70,303	20.7	88,037	16.3	107,562	20.1	108,574	19.0	108,199	16.5

(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

(5) 失効・解約の動向

失効率、解約率の推移



(資料)米国生保協会「ファクトブック」より

1.1. 団体生命保険の収益動向

- 団体生命保険の収益貢献度は 4%~5%程度

経常収益の動向

		1985	1990	1995	2000	2005	2008	2010	2011
金額 (百万ドル)	個人生命保険(簡易保険を含まず)	2,861	3,816	4,654	7,322	5,828	6,442	6,598	3,509
	団体生命保険	568	927	922	1,369	1,412	1,486	2,020	1,286
	個人年金	148	960	3,228	3,446	7,848	▲ 22,754	16,240	456
	団体年金	▲ 460	1,602	2,100	3,778	4,198	▲ 419	3,933	5,175
	個人医療保険	580	395	387	▲ 260	2,084	3,634	5,113	5,137
	団体医療保険	1,509	1,538	1,563	1,882	4,877	5,617	5,646	4,349
	信用生命保険+信用医療保険	252	604	366	544	550	487	286	287
	その他	941	1,205	1,789	5,336	6,565	4,775	5,247	3,348
	合計	6,399	11,048	15,008	23,417	33,362	▲ 732	45,083	23,547
	構成比 (%)	個人生命保険(簡易保険を含まず)	44.7	34.5	31.0	31.3	17.5		14.6
団体生命保険		8.9	8.4	6.1	5.8	4.2		4.5	5.5
個人年金		2.3	8.7	21.5	14.7	23.5		36.0	1.9
団体年金		▲ 7.2	14.5	14.0	16.1	12.6		8.7	22.0
個人医療保険		9.1	3.6	2.6	▲ 1.1	6.2		11.3	21.8
団体医療保険		23.6	13.9	10.4	8.0	14.6		12.5	18.5
信用生命保険+信用医療保険		3.9	5.5	2.4	2.3	1.6		0.6	1.2
その他		14.7	10.9	11.9	22.8	19.7		11.6	14.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0

(出典) A.M.BEST "AGGREGATES & AVERAGES Life/Health" 2012年版、2010年版、2006年版、2001年版、1996年版より作成

○収入保険料の伸びを下回る収益の伸び

経常収益の2005～2009 年 平均値の対 1985～1989 年 平均値倍率

	経常利益	純保険料収入
個人生命保険(簡易保険は含まない)	2.02倍	2.02倍
団体生命保険	1.96倍	2.57倍
個人年金	8.53倍	5.98倍
団体年金	9.69倍	3.79倍
個人医療保険	8.42倍	5.14倍
団体医療保険	20.35倍	2.28倍
信用生命保険+信用医療保険	1.02倍	0.53倍
その他	5.46倍	0.43倍
合計	4.41倍	3.33倍

(出典)A.M.BEST“AGGREGATES & AVERAGES Life/Health”2010 年版、2006 年版、
2001 年版、1996 年版より作成

保険料の動向

保険金 1,000ドル当たり保険料の推移

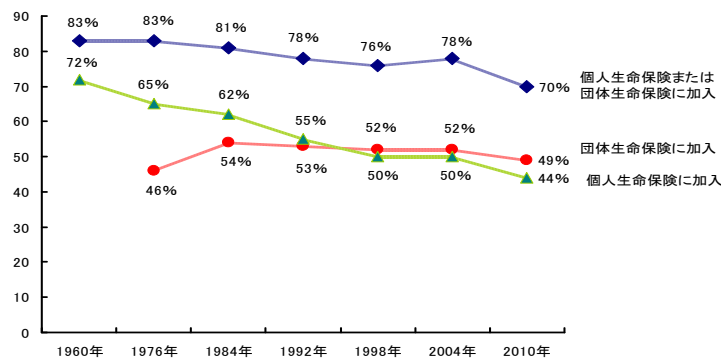
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
団体定期保険	新契約	2.56	2.57	2.78	2.41	2.51	2.28	2.47
	保有契約	2.64	2.68	2.54	2.47	2.41	2.38	2.38
団体終身保険	新契約	4.05	5.72	n.a.	7.24	n.a.	9.31	10.73
	保有契約	4.11	4.00	3.93	4.08	4.56	4.82	5.08

(資料)リムラ“U.S. Group Life Survey”各年から作成

1 2. 個人生命保険と団体生命保険

(1) 加入率では個人生命保険を上回る

米国の生命保険世帯加入率



(資料)リムラ“Group versus Individual The Lines Blur (2011)”より

世帯年収階層別生命保険加入率 (%)

	個人生命保険のみに加入			団体生命保険のみに加入			左の両方に加入		
	2004年	2010年	2010年 -2004年	2004年	2010年	2010年 -2004年	2004年	2010年	2010年 -2004年
3万5,000ドル未満	52	57	5	29	25	▲ 4	19	18	▲ 1
3万5,000ドル～4万9,999ドル	30	32	2	32	39	7	38	30	▲ 8
5万ドル～9万9,999ドル	18	23	5	38	43	5	44	34	▲ 10
10万ドル～12万4,999ドル	19	21	2	33	37	4	48	41	▲ 7
12万5,000ドル以上	27	25	▲ 2	28	31	3	45	44	▲ 1
生命保険加入世帯	28	29	1	32	37	5	40	34	▲ 6
中位保険金額(ドル:2010年の通貨価値ベース)	361,600	249,600	▲ 112,000	211,200	182,800	▲ 28,400	482,400	423,800	▲ 58,600
保険金額の世帯年収倍率(倍)	4.5	3.6	▲ 0.9	3.4	2.4	▲ 1.0	4.6	4.8	0.2

(資料)リムラ“Household Trends in U.S. Life Insurance Ownership (2010)”より作成

世帯主年齢階層別生命保険加入率 (%)

	個人生命保険のみに加入			団体生命保険のみに加入			左の両方に加入		
	2004年	2010年	2010年 -2004年	2004年	2010年	2010年 -2004年	2004年	2010年	2010年 -2004年
35歳未満	20	23	3	47	51	4	33	26	▲ 7
35歳～44歳	16	27	11	41	40	▲ 1	43	32	▲ 11
45歳～54歳	23	29	6	26	34	8	51	37	▲ 14
55歳～64歳	32	30	▲ 2	29	31	2	39	39	0
65歳以上	58	43	▲ 15	14	25	11	28	32	4
生命保険加入世帯	28	29	1	32	37	5	40	34	▲ 6

(資料)リムラ“Household Trends in U.S. Life Insurance Ownership (2010)”より作成

保険に加入している世帯の保険金額 (ドル:2010年価値ベース)

	平均保険金額			中位保険金額		
	1998	2004	2010	1998	2004	2010
個人生命保険、団体生命保険の通算	251,100	312,900	279,900	134,000	151,400	128,000
個人生命保険による保障	201,000	295,900	267,300	100,500	138,300	115,000
団体生命保険による保障	139,900	178,500	165,300	73,700	99,900	100,000

(資料)リムラ“Household Trends in U.S. Life Insurance Ownership (2010)”より作成

(2) 価格面での優位性はあまりない 雇用主負担がメリット

- 近年、個人保険との料率面での差はそれほど大きくないとの情報。
- 魅力は雇用主による保険料負担
- 任意加入タイプの場合は、雇用主による一部負担、雇用主が選んだ生保会社、商品内容という信頼感、アクセスの簡易さ

(3) 米国における定期保険は団体定期保険により発展したという経緯

(4) 個人生命保険は一般人の死亡保障というより高所得層の相続対策、事業承継対策等、特定目的商品に特化。団体生命保険が一般人の死亡保障ニーズに応える図式

1 3. 団体生命保険市場の高い市場集中

- 1996 年時点・・・上位 5 社で全体団体保険料の 48.5%、上位 10 社で 60.8%。
- 2011 年時点・・・上位 5 社で 55.3%、上位 10 社で 68.4%。
- 市場集中度が高まっている。
- 団体保険分野においては、規模に加え、事務の専門性と洗練されたシステムが必要。

1996 年の団体生命保険料上位 10 グループ

順位	グループ	団体生命保険保険料①		全体保険料②		団体医療保険の事業ウエイト ①が②に占める割合
		金額 (100万ドル)	シェア (%)	金額 (100万ドル)	シェア (%)	
1	メットライフ	3,826	19.2	21,482	9.1	17.8
2	シグナ	1,906	9.6	19,498	8.3	9.8
3	ブルデンシャル	1,889	9.5	21,158	9.0	8.9
4	ITTハートフォード	1,075	5.4	9,521	4.0	11.3
5	エトナ	954	4.8	11,237	4.8	8.5
6	ジョンハンコック	568	2.9	8,824	3.7	6.4
7	マスマューチュアル	542	2.7	6,853	2.9	7.9
8	ユナム	487	2.4	3,055	1.3	15.9
9	リライアスター	424	2.1	2,604	1.1	16.3
10	ニューヨークライフ	421	2.1	12,307	5.2	3.4
その他とも業界合計		19,902	100.0	235,565	100.0	8.4

(資料) A.M.BEST“AGGREGATES & AVERAGES Life/Health”1997 年版より作成

2011年の団体生命保険料上位10グループ

順位	グループ	団体生命保険保険料①		全体保険料②		団体医療保険の事業ウエイト ①が②に占める割合
		金額 (100万ドル)	シェア (%)	金額 (100万ドル)	シェア (%)	
1	メットライフ	5,738	22.2	77,096	12.2	7.4
2	ブルデンシヤル	3,909	15.1	38,302	6.1	10.2
3	ニューヨークライフ	1,959	7.6	23,362	3.7	8.4
4	シグナ	1,389	5.4	11,240	1.8	12.4
5	セキュリアンファイナンシャル	1,292	5.0	4,212	0.7	30.7
6	スタンダードインシュアランス	810	3.1	3,613	0.6	22.4
7	ユナム	699	2.7	5,240	0.8	13.3
8	ハートフォード	661	2.6	8,212	1.3	8.0
9	リンカーンナショナル	627	2.4	19,419	3.1	3.2
10	サンライフ	586	2.3	6,069	1.0	9.7
その他とも業界合計		25,819	100.0	630,679	100.0	4.1

(資料) A.M.BEST“AGGREGATES & AVERAGES Life/Health”2012年版より作成

1.4. 販売体制

- 時点は古いですが、1992年発行のWilliam F.Bluhm編「GROUP LIFE INSURANCE」には、以下のような団体生命保険販売体制の使い分けが記載されている。

販売対象企業規模別の団体生命保険販売チャネル

従業員数	販売チャネル
2～50名	・エージェント、ブローカー ・電話などによる直接販売
51～200名	・エージェント(団体保険取扱専門職員が協力) ・ブローカー
200名以上	・団体保険取扱専門職員 ・ブローカー ・従業員給付専門コンサルタント

(資料) GROUP LIFE INSURANCE より作成

- その後、団体生命保険の販売チャネルにおいては、伝統的なエージェントやブローカーのシェアが縮小し、従業員に保険を含めた最適な福利厚生パッケージを提案するコンサルタントが勢力を増していると言われている。
- かつては団体医療保険とセットで団体生命保険が販売されるケースが多かったが、多くの生保会社が団体医療保険から撤退した結果、団体定期保険は単品で販売されるようになった。団体医療保険を主力事業とする生保会社は、セット販売を継続している。

15. その他 団体生命保険が抱える問題

(1) 小規模企業マーケットを巡る競争の激化

○大規模、中規模団体マーケットは成熟状態。小規模企業マーケットで競合が激化。

(2) 雇用環境の変化

○企業業績の動向に左右される団体生命保険業績

失業率

正規雇用から非正規雇用への流れ

(3) 福利厚生を巡る環境変化

○雇用主の福利厚生見直し

高まる医療保障コスト

経営者がヘルスケアコストの高まりに直面して、コストを下げられるものを探している場合、従業員が団体生命保険を選ぶか、団体医療保険を選ぶかと選択を迫られたときに、団体生命保険は犠牲になりやすい。

(4) 競争の継続

○多くの経営者が団体生命保険をコモデティと見なすようになっており、購買行動においてはブランドや顧客ロイヤリティよりも、価格が重要な影響力を持つ。

○小企業マーケットは、より競争的。

○価格競争の激化により、団体定期保険の収益が低下

○規模の拡大による管理コストの削減、インターネットの活用等による販売コスト削減、収益をあげられるマーケットの選別

○規模、格付け、専門性、販売力に優れたトッププレーヤーだけが生き残る

(5) 任意加入団体保険のワークサイトマーケティングへの注力